

第31回入善町農業委員会議事録

令和5年2月7日午後1時30分から第31回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 16名 欠員 2名

出席委員 14名

1番 五十里 章	2番 中陣 雄一	4番 森下 さゆり	5番 森下 吉光
6番 上田 幸嗣	7番 島瀬 康一	8番 細田 孝志	9番 小林 真一郎
10番 米山 義隆	13番 永山 美和	14番 吉原 有二	15番 愛場 義豊
16番 田中 吉春	18番 長原 均		

欠席委員 2名

3番 寺田 晴美 11番 坪野 和夫

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会 事務局長	長 島 努
入善町農業委員会 主 事	上 原 祐里奈
入善町農業委員会 主 事	南 茂 和佳菜

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第113号 農用地利用集積計画の決定について

議長（米山 義隆）

2月とはいえ三寒四温という言葉が感じられるような、寒かったり暖かかったり、非常に異常な天候かなというところで、今後影響がどう出てくるのかと不安なところです。そういったことに注意しながら、春に向けて皆さんはそれぞれ準備に入っていくものと思います。

今、実際のところ農業の現実是非常に厳しいところにあって、水稻農家はもちろんのことですけど、先日、日本政策金融公庫の事業統括部の話を聞いている中では、今、畜産が非常に困窮して、特に鶏卵あたり、本当に今卵が高くなってしまっている、物価の優等生ではなくなってしまったっていうところで、そういった部分では、全ての農家において、今厳しい時代を迎えていくなということでもあります。

そういったことから、農業委員会はやはり、優良農地の確保と、いかに集積集約させながら、効率の良い農業経営をしていけるかというところで常に目を光らせながら、入善町の農業をしっかりと支えられるような委員会でありたいというふうに思っております。

それともう一つ、先月の20日に富山県の常設審議会があり、その審議会の後に情報事業の普及推進会議っていうのがありまして、何かと言いますと、全国農業新聞の購読を増やしていこうという会議であります。

入善町の方も新規1件あったわけですが、まだまだ読んでおられない方がいるということで、ぜひこの機会に、委員の時もそして委員を終えた後も購読していただけるように、また農家の方で読んでおられない方、購入しておられない方がいれば、ぜひ購読していただけるように声掛けいただきたいというふうに思います。

それでは色々お話ししましたが、今日も慎重に審議していただいて、ご意見等ございませんかとお尋ねしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは議案にしたがって進めさせていただきます。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第3の終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(米山 義隆)

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長(米山 義隆)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。15番愛場委員と16番田中委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(米山 義隆)

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長(米山 義隆)

次に、日程第3、議案第113号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

議案第113号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。令和5年2月7日提出、入善町農業委員会会長、米山義隆。今回は、8件の申請があります。

まず、新規設定ですが、新屋地区のみで5件、35筆、42,223㎡。
続いて再設定は、新屋地区のみで3件、11筆、17,436㎡。

新規、再設定合わせて、8件、46筆、59,659㎡です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。
以上、よろしく申し上げます。

議長(米山 義隆)

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

議長（米山 義隆）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。
議案第 113 号、農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（米山 義隆）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございませんか。それでは、事務局から何かありますか。

事務局

事務局から 2 つご連絡です。まず 1 月 16 日に開催させていただいた農業委員会新年会ではありがとうございました。事務局から収支報告をお配りしましたので、ご確認よろしくお願ひいたします。

続きまして 2 点目、令和 4 年度農業委員会研修会の開催についてですが、3 月 13 日に射水市のアイザック小杉文化ホールラポールにて、農業委員を対象にした研修会が今年も開催されます。ご都合よろしい方はぜひご参加いただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（米山 義隆）

その他、何かご意見等はございませんか。では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第 31 回入善町農業委員会を閉会いたします。

今回は、令和 5 年 3 月 2 日木曜日、午前 10 時 30 分から行う予定ですのでよろしくお願ひいたします。

（閉会 午後 1 時 45 分）